緊急時被ばく限度の250ミリシーベルトへの引上げ反対！
重大事故が起きることを前提にした原発再稼働反対！
全国署名にご協力ください

緊急時被ばく限度の引上げは、労働者の人権蹂躙であり、労働安全衛生法の「労働者保護」体系を壊し、憲法違反です！

250mSvは原爆の爆心から1.7㌔の被ばくに相当

250ミリシーベルト(mSv)は原爆の爆心から1.7㌔での何の遮へいもない場合の被ばく線量に相当し、被爆者には下痢、出血斑、脱毛等の急性症状が生じました。

厚生労働省は、私たちとの交渉では、100～150mSvで精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めましたが、「250mSv以下では重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と強弁しました。

これは被爆の実相を無視するもので、労働者を「下痢、出血斑、脱毛などの急性障害」の危険にさらし、将来にわたり白血病・ガン等の健康障害の発生を高めます。

今回の限度引き上げは250mSvというとんでもないものですが、原子力規制委員会は7月23日の放射線審議会で、「法令上は限度とするが、参考レベルという考えも考慮して運用する」との方針を示しました。つまり、250mSvをさらに超えて被ばくさせても「運用として容認する」というのです。250mSvへの引き上げも、250mSvを超える限度の運用も、絶対に許してはなりません。

重大事故を前提にした原発再稼働は絶対ダメ！
原発を再稼働しなければ、被ばく限度引上げなど必要ない！

原子力規制庁は、「審査をして再稼働を認めるが、万々が一に備え被ばく限度を引上げる」と言っています。万々が一にも原発重大事故は起こしてはなりません。フクシマを繰り返してはなりません。

厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」と言いながら、「原発重大事故による破滅的事態の回避の為には、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化し、労働者の人権を蹂躙しています。原発再稼働反対運動と連帯して緊急時被ばく限度引上げ中止を政府に迫りましょう！

250mSvへの引き上げと連動して、内閣府は「防災業務関係者の安全確保」の名目で、住民避難の誘導にあたる自治体職員や、民間の運転手の放射線被ばく管理の検討を始めました。年1mSvの線量限度が見直される恐れがあります。原発を再稼働しなければ被ばく強要の原発防災業務など全く必要ないのです。